

## 習志野市立図書館リサイクル要綱

### (目的)

1. 習志野市立図書館（以下「図書館」という）において除籍基準により除籍された資料及び図書館で不用と認めた資料を公共的団体等に提供し、資料を有効に利用される機会（リサイクル）を図ることを目的とし、リサイクル事業を実施するにあたって必要な事項を定めることとする。

### (リサイクル資料)

2. リサイクルの対象資料は、図書館の除籍基準に基づき除籍された資料及び図書館が不用と認めた資料（寄贈本を含む）とする。ただし、汚破損が著しく使用に耐えられない状態の資料は除く。  
また、寄贈された資料についても同様の取り扱いとする。

### (提供先)

3. 提供先は次のとおりとする。
  - (1) 公共的団体等（学校及び社会福祉等、公益に資する機関）
  - (2) 市内各種団体、市民
  - (3) その他図書館長が必要と認めたもの

### (提供の方法)

4. 提供の方法は次のとおりとする。
  - (1) 提供資料は無償で提供するものとし、日時、場所については図書館長が決定する。
  - (2) 提供する除籍資料はシールの貼付、その他適当な方法によりリサイクル資料であることを明示し、在籍の蔵書と明確に区別できるようにする。

### (広報)

5. 提供にあたっては、広く市民に周知するものとする。

### (提供条件)

6. 提供先に提供する資料の上限については、図書館長が別に定めるものとする。

### (委任)

7. この要項に定めるものの他、必要な事項は図書館長が別に定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。